

第7期 島本町障害福祉計画  
第3期 島本町障害児福祉計画  
(素案)

令和5(2023)年12月  
島本町

# 目次

第1章 計画の概要 .....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付けと期間 .....	8
第3節 計画の策定体制 .....	10
第4節 計画の推進体制 .....	11
第2章 障害者の現状 .....	11
第3章 計画の基本方針 .....	16
第4章 成果目標 .....	18
障害福祉計画の成果目標 .....	18
障害児福祉計画の成果目標 .....	28
第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量 .....	30
1. 障害福祉サービスの見込量 .....	30
2. 地域生活支援事業の見込量 .....	39
3. 障害児福祉サービスの見込量 .....	48
4. その他、事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 .....	54



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30(2018)年3月に策定した「第3次島本町障害者計画」(計画期間：平成30～令和5年度)及び令和3(2021)年3月に策定した「第6期島本町障害福祉計画(第2期島本町障害児福祉計画)」(計画期間：令和3～5年度)に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進してきました。

この間、国においては、令和2(2020)年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、令和5(2023)年に「障害者雇用促進法」が改正され、また令和元(2019)年に「読書バリアフリー法」、令和3(2021)年に「医療的ケア児支援法」、令和4(2022)年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が新たに施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた、権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。加えて、令和3(2021)年より施行された社会福祉法の一部改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設され、市町村において「属性を問わない支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する体制の整備が求められています。

また、令和6(2024)年から施行される改正「障害者総合支援法」においては、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の就労支援および障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」、「難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化」、「障害者・難病等についてのデータベースに関する規定の整備」等のポイントが示され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現することが目指されています。

さらに、令和 6 (2024) 年度より始まる国の第 7 期障害福祉計画 (第 3 期障害児福祉計画) では、基本指針見直しに係る 14 の主な事項 (3 ページ参照) が示され、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための取組が推進されています。

一方で、地域社会に目を向ければ、地域共生社会の実現のためには、不足するサービス・資源の充実、権利擁護の推進、重度障害者等の地域移行の促進、就労支援や障害児支援、災害時支援の充実、複合的な課題に対応する包括的支援体制の構築等、まだ多くの課題が残されています。

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせるまちの実現に向け、これまでの計画の成果や課題、障害者やその家族等のニーズ、国・大阪府の動向等を踏まえ、今後も必要なサービスの確保と提供を図るため、令和 6 (2024) 年度からの本町の障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の実施計画として「第 7 期島本町障害福祉計画 (第 3 期島本町障害児福祉計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

## ＜近年の法・制度の動向＞

主な動き	
平成 28 年 (2016)	<p>「障害者差別解消法」施行 行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供</p> <p>「成年後見制度利用促進法」施行 人材確保等利用促進のための施策、国等の責務</p> <p>「障害者雇用促進法」改正 雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供</p>
平成 30 年 (2018)	<p>「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化など</p> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害者の文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品発表機会の確保など</p>
令和元年 (2019)	<p>「障害者雇用促進法」改正 障害者活躍推進計画策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など</p> <p>「読書バリアフリー法」施行〔視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〕 障害の有無に関わらず書籍を活用できる環境の整備（電子書籍・拡大図書等の充実）など</p>
令和 2 年 (2020)	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大</p>
令和 3 年 (2021)	<p>「社会福祉法」改正 地域共生社会の実現をめざし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）など</p> <p>「医療的ケア児支援法」施行〔医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律〕 国・地方公共団体・保育所や学校設置者等の責務、医療的ケア児支援センターの設置など</p>
令和 4 年 (2022)	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進</p>
令和 5 年	<p>「障害者雇用促進法」改正</p>

(2023)	事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和6年 (2024)	「障害者総合支援法」改正  地域生活支援の充実、就労支援・障害者雇用の充実（就労選択支援の創設、短時間労働者の法定雇用率算定等）、精神障害者のニーズに応じた支援体制（医療保護入院の見直し等）など

※改正法については、主な施行時期に記載しています。

## <障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項>

### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進



<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>
⑦障害者等に対する虐待の防止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul>
⑨障害福祉サービスの質の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul>
⑩障害福祉人材の確保・定着
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進</li> <li>・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul>
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

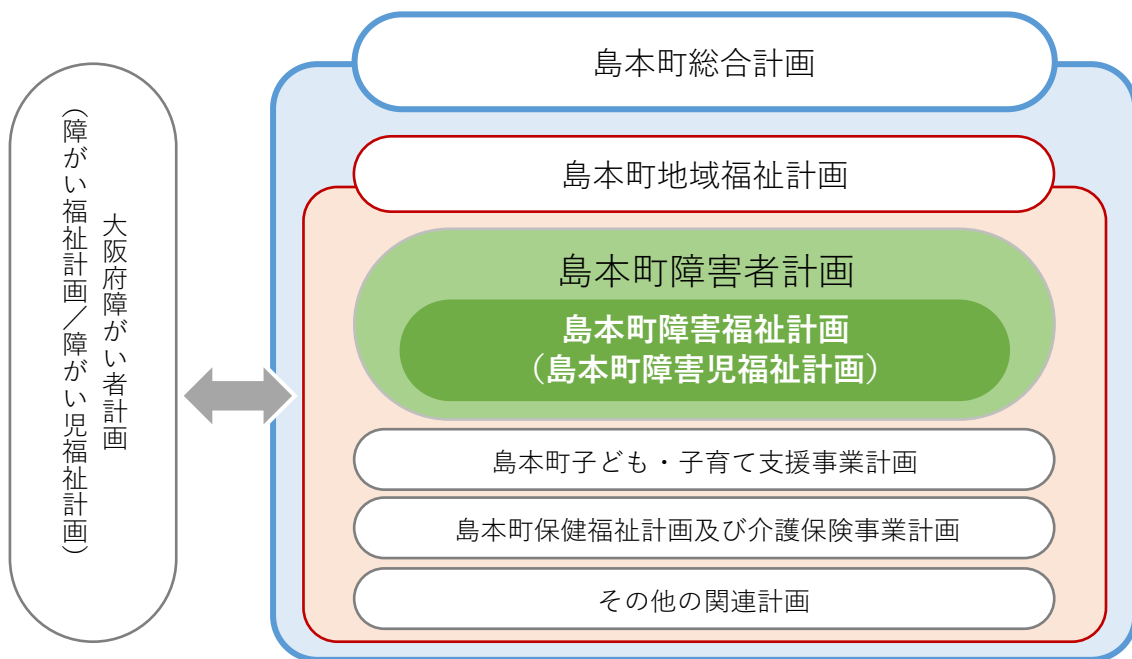
- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 第2節 計画の位置付けと期間

### 1 位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」（第7期島本町障害福祉計画）及び児童福祉法33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」（第2期島本町障害児福祉計画）として一体的に策定するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策等を設定します。

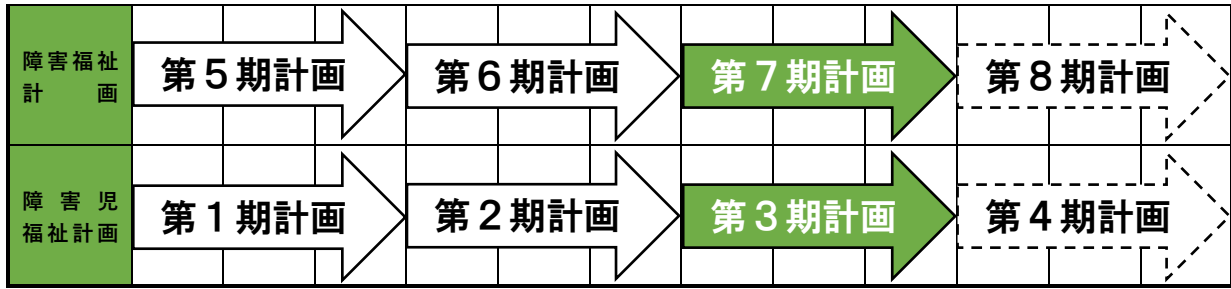
本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第4次島本町障害者計画）を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図りながら一体的に推進します。



### 2 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度を目標年度として設定し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

年度 計画	平成 30年 度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障 害 者 計 画	第3次計画						第4次計画					



## 第3節 計画の策定体制

### 1 島本町障害者施策推進協議会での審議

計画策定にあたり、学識経験者、関係機関・事業所の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

### 2 島本町障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

計画策定にあたり、町内の障害福祉サービス等事業所で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」からの意見聴取を行いました。

### 3 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、障害者の実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査名	「障害者計画」及び「障害福祉計画」策定のためのアンケート調査
対象者	障害者手帳を所持している方、障害者手帳は所持していないが障害福祉サービス・障害児支援サービスを利用している方
調査期間	令和5（2023）年8月23日～9月13日
調査方法	郵送により配布・回収（無記名方式）
調査対象数	18歳未満：247人                      /18歳以上：1,447人
回答数・回収率	18歳未満：129人（52.2%） /18歳以上：768人（53.1%）

### 4 団体・事業所ヒアリングの実施

計画策定にあたり、町内の障害者団体、障害福祉サービス等事業所に対し、今後の展開や課題、町の障害者施策への意見などを伺うヒアリング（アンケート）を実施しました。

### 5 パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

募 集 期 間	令和6年1月10日（水）～令和6年2月8日（木）
資 料 の 閲 覧 方 法	役場等に資料を設置、町ホームページに掲載
募 集 方 法	持参、郵送、ファックス、町ホームページから受付
意 見 提 出 件 数	

## 第4節 計画の推進体制

### 1 島本町障害者施策推進協議会

学識経験者・関係団体等で構成される協議会で、進捗状況の確認・検討等を行います。

### 2 島本町障害者地域自立支援協議会

町内事業所で構成される自立支援協議会で、支援やサービス確保等の検討を行います。

### 3 庁内の関係部局の連携

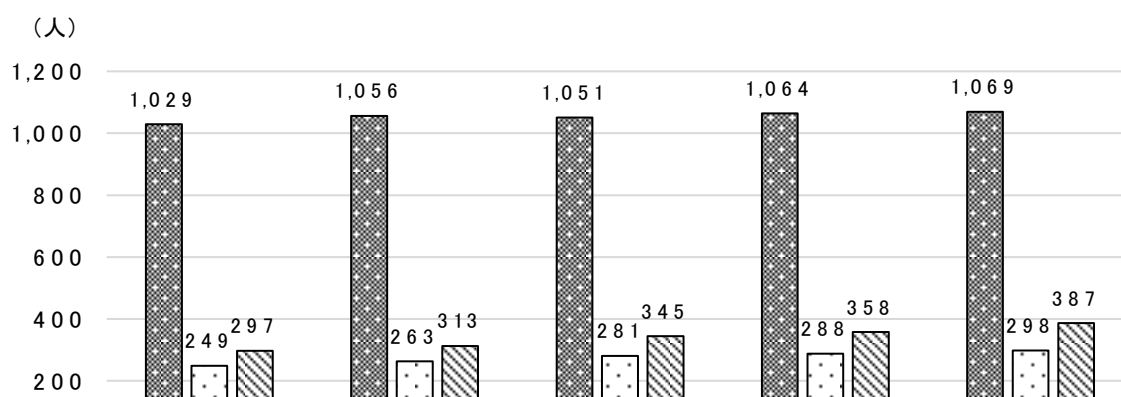
福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

## 第2章 障害者の現状

### 1 障害者手帳所持者数の推移

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は5年間で約1.3倍に増加しており、療育手帳の所持者数も約1.2倍に増加しています。

令和4年(2022)度における町全体の人口に占める割合では、身体障害者手帳が3.4%程度、療育手帳が0.9%程度、精神障害者保健福祉手帳が1.2%程度となっており、いずれも人口比率は増加傾向にあります。

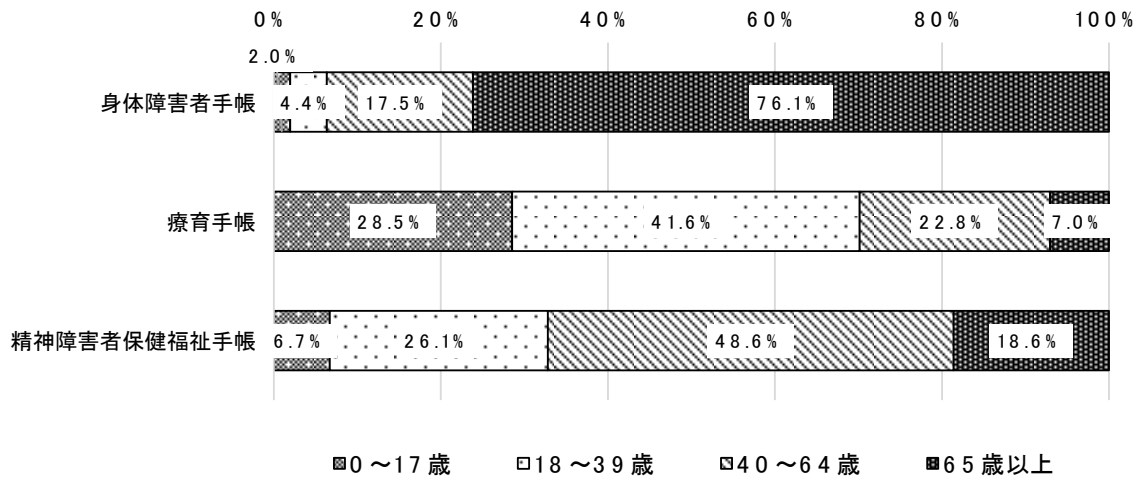


単位：人、％／各年度末時点

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
町全体の人口		31,167	31,774	31,937	31,821	31,603
身体障害者手帳	人数	1,029	1,056	1,051	1,064	1,069
	人口比	3.30%	3.32%	3.29%	3.34%	3.38%
療育手帳	人数	249	263	281	288	298
	人口比	0.80%	0.82%	0.87%	0.90%	0.94%
精神障害者保健福祉手帳	人数	297	313	345	358	387
	人口比	0.95%	0.98%	1.08%	1.12%	1.22%
三障害の合計(延べ人数)	人数	1,575	1,632	1,677	1,710	1,754
	人口比	5.05%	5.13%	5.25%	5.37%	5.55%

## 2 障害者手帳所持者の年齢別人数

年齢別の状況を見ると、「身体障害者手帳」では65歳以上の割合が7割以上と最も多く、次に40～64歳が約2割となっています。一方、「療育手帳」では18～39歳が4割以上と最も多く、次に18歳未満の児童が約3割となっています。「精神障害者保健福祉手帳」では、40～64歳が約5割と最も多く、次に18～39歳が3割弱となっています。



## 3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況を見ると、障害別では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。等級別では、1～2級の重度者は全体の約4割となっており、3～4級も同じく約4割となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
肢体不自由	99	84	91	143	71	89	577	53.9
視覚障害	20	20	1	5	7	4	57	5.3
聴覚・平衡機能障害	5	22	11	18	1	23	80	7.4
音声・言語機能障害	0	1	14	4	-	-	19	1.7
内部障害	197	4	47	88	-	-	336	31.4
合計	321	131	164	258	79	116	1,069	100.0
割合	30.0	12.2	15.3	24.1	7.3	10.8	100.0	



## 4 療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）、B2（軽度）が多く、ともに約4割となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	122	59	117	298
割合	40.9	19.7	39.2	100.0

## 5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級が約5割と最も多く、次に3級が約4割5分となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	26	186	175	387
割合	6.7	48.0	45.2	100.0

## 6 障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、障害別では、知的障害が6割弱と最も多くなっています。また、区分別では、より支援が必要とされる区分5～6の認定者は全体の約4割となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合
身体障害	0	1	5	1	0	16	23	12.1
知的障害	3	15	13	22	22	33	108	57.1
精神障害	1	31	15	8	2	1	58	30.6
難病	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	4	47	33	31	24	50	189	100.0
割合	2.1	24.8	17.4	16.4	12.6	26.4	100.0	



# 第3章 計画の基本方針

## 1 基本理念

### (1) 自己決定と自己選択の尊重

障害のある人自らの意思による選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、情報アクセシビリティの向上及び多様な選択を可能とするサービス資源の確保に努めます。

### (2) 自立して地域で生活するための支援基盤の整備・充実

障害のある人が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、各種サービスや相談支援、就労支援などの支援・提供体制の整備と充実を図ります。

### (3) 障害児の発達を支援するための支援基盤の整備・充実

児童の健やかな発達のための療育、相談支援、サービスなどの支援・提供体制の整備と切れ目ない支援の充実を図ります。

## 2 基本目標

### (1) 相談支援体制の充実・整備・強化

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センターを中心として、様々な障害や年齢層に対応できる包括的な相談支援体制の充実・強化を進めるとともに、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備における実情の把握に努めます。

### (2) 生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる生活の場・活動の場の確保をめざし、グループホームなどの居住系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。

### (3) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりとともに、面的な広がりのあるネットワークの構築や、顔と顔による人と地域のつながりや見守りの強化、地域による協力や交流の促進、コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援など、地域福祉と連動した重層的支援体制の構築に取り組みます。

### (4) 就労支援の充実

企業や福祉施設等での働く場の確保を図るため、福祉施設からの一般就労への移行、就労継続、就労定着への支援の充実を図り、障害者の自立と社会参加を推進します。

## **(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備**

児童発達支援センターにおける障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的機能の強化、重層的な障害児通所支援や障害児相談支援の質の確保・向上と支援内容の適正化など、体制の整備に努めます。重症心身障害児への支援においては、身近な地域で支援を受けられるよう、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園や小学校などとの支援協力体制の構築、連携強化とサービスの確保に取り組みます。また、関係部局・関係機関の連携のもと、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の充実に努めます。難聴児への支援については、早期発見や新生児聴覚検査等からの相談支援、療育への円滑・適切な支援の実施につなげるよう努めます。

## **(6) 地域移行、地域生活の維持及び継続の推進**

入所・入院からの地域移行やひとり暮らし、地域での在宅生活の継続を支援するため、自立支援協議会の役割強化や関係機関との連携により、サービスの確保と支援の充実に図り、地域全体で障害のある人や子ども、その家族の生活を支える体制づくりを進めます。自立支援協議会の運営においては、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善に取り組みます。

## **(7) 障害福祉人材の確保**

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施や多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報などに関係者の協力により取り組みます。

## **(8) 発達障害者等支援の一層の充実**

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の支援などを専門的に行うことができる機関などの確保に取り組みます。また、難病患者の障害福祉サービス活用の促進をはじめ、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び障害児への支援体制の整備に努めます。

## 第4章 成果目標

### 障害福祉計画の成果目標

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### (1) 地域生活移行者の増加

区分		前回（第6期計画）の状況		今回（第7期計画）の目標	
基準値		17人	令和元年度末時点の施設入所者数	17人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者の見込数	3人	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数（令和3～5年度の累計） 【府基準：1.06人】	2人	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数（令和6～8年度の累計） 【府基準：1.06人】
実績値	地域生活移行者数	0人 移行率 0%		府基準では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を基本としています。	

○第6期計画の状況： 令和3年度から令和5年度の累計で3人の移行を目標としていましたが、実績見込は0人となっています。

●第7期計画の設定： 大阪府基準（1.06人）を踏まえ、2人の地域移行を目標とします。長期入所者への意向調査や施設への働きかけなどにより、地域移行を希望する対象者の把握・掘り起こしに努めます。

##### (2) 施設入所者の削減

区分		前回（第6期計画）の状況		今回（第7期計画）の目標	
基準値（A）		17人	令和元年度末時点の施設入所者数	17人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標値	最終年度の入所者数（B）	14人	令和5年度末時点の施設入所者数（見込）	16人	令和8年度末時点の施設入所者数（見込）
	入所者の削減見込数（A-B）	3人 削減率 17.7%	令和元年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準：1人】	1人 削減率 5.9%	令和4年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準：1人】
実績値	計画最終年度の入所者数（B'）	17人		府基準では、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上の削減を基本としています。	
	入所者の削減数（A-B'）	0人 削減率 0%			

○第6期計画の状況： 令和5年度末時点での入所者は14人を目標としていましたが、入所者数は基準値と変わらず、17人となっています。

- 第7期計画の設定： 今後も、介護者の高齢化や障害の重度化による入所ニーズの増加が見込まれます。新規利用ニーズに対しては、入所サービスの確保に努めるとともに、今後の地域移行の取組を踏まえ、基準値に対する削減数を1人と見込みます。また、施設入所者の生活の質の向上を図るため、障害者の高齢化や重度化に対応できる専門的なケアを行う体制の確保に努めるとともに、地域での交流機会の確保に努めるなど、地域で生活する障害者への支援に取り組みます。

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		目標	
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	令和8年度末	325.3日以上	
精神病床における1年以上長期入院患者数	令和8年6月末日	16人以下	
精神病床における早期退院率	令和8年度	入院後3か月	68.9%以上
	令和8年度	入院後6か月	84.5%以上
	令和8年度	入院後1年	91.0%以上

- 第6期計画の状況： 令和3年度から、大阪府・茨城保健所・医療機関・事業所等の参画のもと、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの「協議の場」を設置し、各関係機関との連携を図っています。

- 第7期計画の設定： 引き続き、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの「協議の場」を開催し、精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしを送れるよう、包括的な相談体制の充実や連携強化に努めます。また、長期入院患者への意向調査や病院への働きかけなどにより、地域移行を希望する対象者の把握・掘り起こしに努めます。

### ■活動指標（「精神障害地域包括ケア」関係）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の開催回数	回/年	2	2	2
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	18	18	18
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障害者の「地域移行支援」の利用者数	人/月	0	0	1
精神障害者の「地域定着支援」の利用者数	人/月	0	0	1
精神障害者の「共同生活援助」の利用者数	人/月	5	6	7
精神障害者の「自立生活援助」の利用者数	人/月	0	0	0
精神障害者の「自立訓練（生活訓練）」の利用者数	人/月	8	9	10



### 3. 地域生活支援の充実

#### (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	平成31年4月に地域生活支援拠点等施設として開設した「地域福祉支援センター島本」を中心に、障害者（児）や家族の地域生活をサポートしています。	拠点機能の充実のため、令和8年度末までの間に次の取組を実施します。 ・コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。 ・年1回以上、拠点施設の運用状況の検証及び検討を行います。

○第6期計画の状況： 第5期計画中の平成31年4月に「地域福祉支援センター島本」を開設し、拠点の設置は完了しています。同施設では通所サービス・短期入所・相談支援事業等を実施し、相談、緊急時受入等の機能により、他の事業所と連携しつつ、障害者（児）や家族の地域生活をサポートしています。

●第7期計画の設定： 国・府指針では、拠点機能の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワークの構築、定期的な運用状況の検証・検討等を行うこととしています。これを踏まえ、計画期間中に、コーディネーター配置、支援ネットワーク構築、年1回以上の検証・検討を行うことを目標とします。  
取組の実施にあたっては、自立支援協議会等を活用して検討等を行い、支援の充実とともに、関係機関の連携強化を図ることとします。

#### ■活動指標（「地域生活支援拠点」関係）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	か所	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1
支援の実績等を踏まえた検証・検討の実施回数	回／年	1	1	1

事業所ヒアリングでのご意見 地域生活支援拠点の機能拡充に向けて、短期入所の緊急時受け入れに備

#### (2) 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標		町または圏域において、強度行動障害者の実情や、支援ニーズ等を把握するとともに、支援体制の整備に向けた検討を進めます。

○第6期計画の状況： 今回計画から新たに設定された目標です。

●第7期計画の設定： 大阪府や自立支援協議会等と連携し、強度行動障害に係る支援ニーズ等を把握するとともに、支援体制の整備に向けた検討を進めます。





## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

区分		前回（第6期計画）の状況		今回（第7期計画）の目標	
基準値	(全体)	3人	令和元年度中に一般就労に移行した人数	5人	令和3年度中に一般就労に移行した人数
	就労移行支援	1人		4人	
	就労継続A型	1人		1人	
	就労継続B型	1人		0人	
目標値	(全体)	6人	令和5年度中に一般就労に移行した人数	7人	令和8年度中に一般就労に移行した人数
	就労移行支援	2人		4人	
	就労継続A型	2人		3人	
	就労継続B型	2人		0人	
実績	(全体)	8人		府基準：令和3年度実績の1.28倍以上	
	就労移行支援	5人			
	就労継続A型	3人			
	就労継続B型	0人			

○第6期計画の状況： 令和5年度末時点の一般就労移行者は、全体では目標値を達成する見込みです。

●第7期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、全体では、令和3年度中の一般就労移行者（5人）の1.28倍以上となる7人を目標とします。

### (2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労者の割合

○第6期計画の状況： 今回計画から新たに設定された目標です。

●第7期計画の設定： 本項目については、町内の就労移行支援事業所がある場合に記載する項目ですが、現在、町内には就労移行支援事業所がないため、数値を算定できません。

### (3) 就労定着支援事業の利用者数

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標	
基準値	/	5人	令和3年度末時点の就労定着支援の利用者数
目標値		8人	令和8年度末時点の就労定着支援の利用者数

実績値		府基準では、令和3年度の利用者数実績の1.41倍以上とすることを基本としています。
-----	--	---

○第6期計画の状況： 本町においては、今回計画から新たに設定する目標です。

●第7期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、令和3年度末時点の利用者数（5人）の1.41倍以上となる8人を目標とします。

#### (4) 就労定着支援事業の就労定着率

- 第7期計画の設定： 町内に就労定着支援事業所がなく、職場定着率は算出できません。

#### (5) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

区分	前回（第6期計画）の状況		今回（第7期計画）の目標	
基準値				
目標値	11,000 円	令和5年度の町内事業所の平均工賃月額	12,500 円	令和8年度の町内事業所の平均工賃月額
実績値	11,000 円		前回計画の目標工賃を踏まえて設定	

- 第6期計画の状況： 令和5年度の平均工賃実績は、目標額を達成する見込みです。
- 第7期計画の設定： 前回計画の目標及び実績を踏まえ、前回目標値（11,000 円）を上回るように設定。

### 5. 相談支援体制の充実・強化

国・府の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとしています。また、令和8年度末までに各市町村において、協議会（複数市町村による共同設置可）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談機関との連携強化等に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談機関と連携し、助言・指導、人材育成に取り組みます。</li> <li>・協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等に取り組めます。</li> </ul>

- 第6期計画の状況： 基幹相談支援センターについては、町では平成27年度から福祉推進課内に設置しており、地域生活支援拠点等施設（一般相談支援事業所）や他の関係機関・事業所と連携しながら、相談支援を行っています。
- 第7期計画の設定： 引き続き、基幹相談支援センターを中心に相談機関の連携を図るとともに、各機関への助言や人材育成などに取り組み、地域の相談支援体制の強化を図ります。また、国・府の指針を踏まえ、「協議会」等（自立支援協議会を想定）における個別事例の検討を通じ、サービスの開発や改善等に取り組めます。

## ■活動指標（「相談支援」関係）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	1	1	1	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	1	1	1	
地域の相談機関との連携強化の取組	回/年	1	1	1	
個別事例の支援内容の検証	回/年	1	1	1	
機関相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	1	1	1	
「協議会」における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数	回/年	0	0	1
	参加事業者・機関数	者/年	5	5	5
「協議会」の専門部会の設置	設置数	設置数	0	0	1
	実施回数	回/年	0	0	1

## 6. 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針では、第6期計画からの成果目標として、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により職員の質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬審査体制の強化に努めます。</li> <li>指導権限を有する者との協力を進めます。</li> </ul>

- 第6期計画の状況：
  - ・人材育成・確保、関係者のネットワークづくりに努めています。
  - ・障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保、防災・防犯対策や感染症対策に取り組んでいます。
  - ・障害がある人の文化芸術活動の情報収集・発信に努めています。
  - ・学校での福祉人権教育の充実や、障害に関する講演会や学習会等の開催、障害のある人もない人も共に参加するイベントの開催なども重要と考えられることから、これらの実施の検討を進めています。
- 第7期計画の設定：
  - ・「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に向けて、障害福祉サービス等の質を向上させるよう取り組むとともに、人材育成・確保、関係者のネットワークづくりに努めます。
  - ・障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保、防災・防犯対策や感染症対策に取り組みます。
  - ・障害がある人の文化芸術活動の情報収集・発信に努めます。

- ・学校での福祉人権教育の充実や、障害に関する講演会や学習会等の開催、障害のある人もない人も共に参加するイベントの開催なども重要と考えられることから、これらの実施を検討していきます。

### ■活動指標（「サービスの質向上」関係）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人／年	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	無	無	有
	回／年	—	—	1

# 障害児福祉計画の成果目標

## 1. 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、障害児の通所療育の他、地域の障害児や家族への相談、関係機関への援助・助言等を行う「児童発達支援センター」について、令和8年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、または、地域の実情によりセンター未設置の市町村は、同等の機能を有する体制を整備することとしています。

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	他市町村の状況等を確認しながら、方向性を検討しました。	町内事業所の連携による面的整備も視野に、児童発達支援センターまたはセンターと同等機能の確保に向けた取組を進めます。

○第6期計画の状況： 町内の児童発達支援事業所は増加しており、利用者も増えていますが、児童発達支援センターの設置はできていません。センターの機能を町内各機関の連携による面的整備で確保することも検討しています。

●第7期計画の設定： 町内事業所と協議・連携し、面的整備も検討した上で、センターまたはセンターと同等機能の確保に向けた取組を進めます。

### (2) 障害児のインクルージョンを推進する体制の構築

国の指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めることとしています。

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	町内の保育所等訪問支援事業所により、サービスの提供を実施しています。	・実施事業所の増加など、保育所等訪問支援の提供体制の充実を図ります。 ・各機関の連携等により、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

○第6期計画の状況： 令和3年に町内に保育所等訪問支援の事業所が1か所できたことにより、保育所等訪問支援の利用者数が大きく増加しています。

●第7期計画の設定： 実施事業所の増加など保育所等訪問支援の提供体制の充実、それらの取組も含めたインクルージョン推進体制の構築に努めることを目標とします。

### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国の指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することとしています。

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	町内事業所での受入実績はありません。圏域内では4名（1事業所）の受入がありました。	・各事業所への働きかけや支援等により、町内での受入事業所の確保に努めます。 ・町外の事業所と連携し、必要なサービスの確保に努めます。

○第6期計画の状況： 町内での受入実績はなく、圏域内での受入のみとなっています。

●第7期計画の設定： 対象児童が増加傾向にあることから、関係事業所への働きかけ、支援（喀痰吸引等研修費補助）、自立支援協議会での検討・連携などにより、町内での受入事業所の確保に努めます。また、引き続き、町外の受入事業所と連携し、必要なサービスを確保します。

### (4) 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置

国・府の指針では、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を、府、圏域、市町村にそれぞれ設置するとしており、設置済市町村においては、保健・医療・福祉・保育・教育等の各分野の支援が受けられるよう、協議の場を活性化することとしています。また、医療的ケア児等のコーディネーターについて、地域の実情に応じて市町村に配置することとしています。

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	医療的ケア児等コーディネーターとなる人材を確保し、対象児童について関係者が集まり、ケース会議を実施しています。	町における地域の関係機関による協議の場の開催については令和5年度中に実施予定です。引き続き、コーディネーターの活用に向けた検討を進めます。

○第6期計画の状況： 令和3年に医療的ケア児等コーディネーターとなる人材を確保しました。また、対象児童が発生した場合、関係者が集まり、ケース会議を実施しました。

●第7期計画の設定： 対象児童が発生した場合には、必要に応じてケース会議を実施するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを活用し、医療的ケア児や重症心身障害児に対して、その人数や家庭環境を十分に踏まえた支援ニーズを把握し、短期入所等のサービス提供体制の確保を図り、発達に応じた支援につながるよう努めます。



# 第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

## 1. 障害福祉サービスの見込量

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）について、第6期計画の実績や、国の制度改正、利用者や事業所の動向などを踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策を示します。

### 障害福祉サービスの体系

1 訪問系サービス・短期入所	①居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や家事の援助、通院の介助等を行います。
	②同行援護	移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読等の支援や食事や排せつ等の介助を行います。
	③重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する方に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービスを提供します。
	④行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等を行います。
	⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	(2) 短期入所（ショートステイ）	介護者が病気等の場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
2 日中活動系サービス	(1) 生活介護	常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設等で、入浴・排せつ・食事の介助や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
	(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練等を、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練等を行います。
	(3) 就労移行支援	一般の企業等への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
	(4) 就労継続支援（A型）	一般の企業等に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練等を、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練等を提供します。
	(5) 就労継続支援（B型）	
	(6) 就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、一定の期間、相談や連絡調整、課題の解決に向けた支援を行い、職場定着を支援します。
	(7) 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	(8) 療養介護	主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
3 サービス 居住系	(1) 共同生活援助（グループホーム）	主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	(2) 施設入所支援	施設入所者に対し、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	(3) 自立生活援助	入所施設やグループホーム等からひとり暮らしに移行する障害者等を対象に、一定の期間、訪問による生活状況の確認、相談や連絡調整等を行います。
4 相談支援	(1) 計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2) 地域移行支援	長期入院中の精神障害者や施設入所者がグループホームや自宅等での地域生活に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
	(3) 地域定着支援	長期の入院・入所から退院・退所し、地域での生活を始めた人が安心して生活

できるよう、支援を提供します。

# 1. 訪問系サービス・短期入所

## (1) 訪問系サービス

### ①居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	72人	75人	79人	79人	83人	87人
	実績値	85人	76人	75人			
	達成率	118.1%	101.3%	94.9%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	1,080時間	1,125時間	1,185時間	1,063時間	1,125時間	1,187時間
	実績値	1,148時間	1,134時間	1,093時間			
	達成率	106.3%	100.8%	92.2%			

○第6期計画の状況： 利用人数・時間ともに減少傾向にあり、令和5年度は計画値をやや下回っています。

●第7期計画の見込： 近年は減少傾向にありますが、今後の在宅ニーズの増加や介護者の負担軽減等の対策も踏まえ、段階的な増加を見込みます。

### ②同行援護

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	6人	6人	6人	5人	5人	6人
	実績値	4人	4人	4人			
	達成率	66.7%	66.7%	66.7%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	120時間	120時間	120時間	55時間	55時間	66時間
	実績値	37時間	50時間	50時間			
	達成率	30.8%	41.7%	41.7%			

○第6期計画の状況： 新型コロナウイルス感染症の影響によるものとも考えられますが、計画期間中計画値を下回って推移しています。

●第7期計画の見込： 町内の視覚障害者の状況を踏まえ、期間中に2人の増加を見込みます。

### ③重度訪問介護

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	2人	2人	3人	1人	1人	2人
	実績値	1人	2人	1人			
	達成率	50.0%	100.0%	33.3%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	280時間	280時間	420時間	168時間	168時間	336時間
	実績値	229時間	300時間	144時間			
	達成率	81.8%	107.1%	34.3%			

○第6期計画の状況： 令和4年度に2人の利用がありましたが、令和5年度は1人の利用となっています。

●第7期計画の見込： 期間中に1人の増加を見込みます。

### ④行動援護

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	1人	1人	2人	2人	3人
	実績値	2人	2人	2人			
	達成率	200.0%	200.0%	200.0%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	11時間	11時間	11時間	12時間	12時間	18時間
	実績値	22時間	6時間	12時間			
	達成率	200.0%	54.5%	109.1%			

○第6期計画の状況： 継続して2人の利用があり、計画値を上回っています。

●第7期計画の見込： 期間中に1人の増加を見込みます。

### ⑤重度障害者等包括支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間			
	達成率	—	—	—			

○第6期計画の状況： 必要量は見込んでおらず、利用実績もありません。

●第7期計画の見込： 今後も必要量を見込まず、対象となるケースが生じた時は、関係事業所との調整を行います。

## (2) 短期入所（ショートステイ）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	27人	33人	40人	22人	23人	27人
	実績値	21人	23人	21人			
	達成率	77.8%	69.7%	52.5%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	214日	261日	316日	188日	197日	219日
	実績値	195日	197日	202日			
	達成率	91.1%	75.5%	63.9%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに概ね横ばいであり、計画値を下回っています。

●第7期計画の見込： 近年増加率が鈍化傾向にありますが、アンケート調査等からも今後も増加していくことが考えられるため、段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 地域生活支援拠点等の機能の充実により、町内サービスの資源の充実を図り、ひとり暮らし等に向けた利用や緊急時の受入等にも取り組みます。また、町内外の事業所と連携し、重度の肢体不自由や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

事業所ヒアリングでのご意見

町と協議のうえ、短期入所の事前登録制や体験利用の試行に取り組む。

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	70人	74人	77人	82人	85人	88人
	実績値	67人	72人	79人			
	達成率	95.7%	97.3%	102.6%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,261日	1,335日	1,389日	1,397日	1,441日	1,485日
	実績値	1,213日	1,280日	1,368日			
	達成率	96.2%	95.9%	98.5%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、概ね計画通りに推移しています。

●第7期計画の見込： 事業所ヒアリング結果からもニーズの増加が見込まれるため、引き続き段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行うとともに、供給量の確保のため、新たな事業所の開設を支援します。

事業所ヒアリングでのご意見

就労継続支援事業利用者の高齢化や、特別支援学校での理解が進み、保

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	10人	12人	14人	10人	11人	14人
	実績値	9人	7人	9人			
	達成率	90.0%	58.3%	64.3%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	120日	142日	164日	105日	117日	138日
	実績値	94日	69日	93日			
	達成率	78.3%	48.6%	56.7%			

○第6期計画の状況： 令和4年度に利用人数が2人減少しましたが、令和5年度に再度2人増加しています。利用日数は計画値を下回って推移しています。

●第7期計画の見込： 町内事業所を中心として段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

## (3) 就労移行支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	16人	18人	20人	10人	10人	13人
	実績値	12人	8人	10人			
	達成率	75.0%	44.4%	50.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	270日	305日	340日	165日	165日	203日
	実績値	175日	138日	146日			
	達成率	64.8%	45.2%	42.9%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増減を繰り返し、計画値を下回る形で推移しています。

●第7期計画の見込： 期間中に3人の増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

#### (4) 就労継続支援（A型）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	19人	21人	23人	24人	24人	27人
	実績値	17人	23人	24人			
	達成率	89.5%	109.5%	104.3%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	392日	434日	475日	449日	449日	502日
	実績値	344日	434日	431日			
	達成率	87.8%	100.0%	90.7%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、概ね計画通りに推移しています。

●第7期計画の見込： 近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

#### (5) 就労継続支援（B型）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	50人	53人	57人	54人	56人	59人
	実績値	44人	52人	52人			
	達成率	88.0%	98.1%	91.2%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	745日	791日	852日	811日	840日	880日
	実績値	736日	812日	768日			
	達成率	98.8%	102.7%	90.1%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加から横ばいで推移しています。

●第7期計画の見込： 近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。また、障害者優先調推進法に基づく事業所からの調達の推進に努め、工賃向上のための取組を支援します。

#### (6) 就労定着支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	8人	10人	12人	5人	6人	7人
	実績値	5人	4人	4人			
	達成率	62.5%	40.0%	33.3%			

○第6期計画の状況： 令和4年度に1人減少し、その後横ばいとなっています。

●第7期計画の見込： 今後も段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： サービス事業所の確保に努めます。

### (7) 就労選択支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	/			-	2人	5人
	実績値						
	達成率						

○第6期計画の状況： 令和7年10月から創設される予定のサービスです。

●第7期計画の見込： 就労移行支援サービス利用者の実績を参考に見込みます。

### (8) 療養介護

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	実績値	4人	4人	4人			
	達成率	133.3%	133.3%	133.3%			

○第6期計画の状況： 令和3年度から利用者は町外事業所での4人を維持しています。

●第7期計画の見込： 今後も4人の利用を見込みます。

## 3. 居住系サービス

### (1) 共同生活援助（グループホーム）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	36人	39人	44人	37人	41人	45人
	実績値	31人	34人	33人			
	達成率	86.1%	87.2%	75.0%			

○第6期計画の状況： 本町独自のグループホーム開設支援事業補助金を活用し、平成30年度に1か所新たに開設され、町内の事業所は5か所に増加しています。利用人数も増加傾向にあります。計画値をやや下回っています。

●第7期計画の見込： 今後も増加傾向を見込みます。

●確保のための方策： 引き続き事業補助金を活用しての事業所開設を働きかけるとともに、地域生活支援拠点や関係事業所と連携し、対象者や家族に対する意向確認、情報提供、利用のコーディネート等の支援を行います。

#### 事業所ヒアリングでのご意見

グループホーム利用の要因として、家族の高齢化や本人の高齢化、障害の重度化により家庭での介護が困難になる事例が増加することも予測される。ニーズの増加に備え、新規グル

## (2) 施設入所支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	15人	15人	14人	17人	17人	16人
	実績値	16人	16人	17人			
	達成率	106.7%	106.7%	121.4%			

○第6期計画の状況： 地域移行等による退所を見込んでいましたが、令和5年度に1人増加しています。

●第7期計画の見込： 地域移行者数の目標達成を鑑みながら、減少するよう見込みます。

●確保のための方策： 事業所と連携して、施設入所が必要な人へのニーズも考慮し、サービス量の確保に努めます。

## (3) 自立生活援助

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第6期計画の状況： 平成30年度から新たに開始されたサービスです。今まで利用実績はありません。

●第7期計画の見込： 今後も必要量を見込まず、対象となるケースが生じた時は、関係事業所との調整を行います。

## 4. 相談支援

### (1) 計画相談支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	29人	37人	46人	16人	18人	22人
	実績値	32人	20人	14人			
	達成率	110.3%	54.1%	30.4%			
参考(利用実人員)		(101人)	(107人)	(131人)	(135人)	(140人)	(145人)

○第6期計画の状況： 地域生活支援拠点等施設でのプラン作成も可能となり、実人員は増加傾向にありますが、月平均の利用人数は減少傾向で推移し、達成率は令和4年度以降計画値を大きく下回っています。

●第7期計画の見込： 段階的な増加に努め、期間中に実人員で145人の作成を目標とします。

●確保のための方策： 拠点施設の活用や町内事業所によるプラン作成体制の充実を図り、段階的に増やしていきます。



## (2) 地域移行支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	1人	1人	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第6期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第7期計画の見込： 成果目標達成を図るため、期間中1人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 町内に地域移行支援事業所の確保を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

## (3) 地域定着支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	1人	1人	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第6期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第7期計画の見込： 成果目標達成を図るため、期間中1人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 町内に地域移行支援事業所の確保を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

## 2. 地域生活支援事業の見込量

「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」について、第6期計画の実績や、地域生活支援拠点等施設の整備をはじめとする事業所の動向等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

### 地域生活支援事業の体系

1	理解促進研修・啓発事業	障害者や障害に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。
2	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
3	相談支援事業	(1) 障害者相談支援事業 障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、援助を行い、自立した日常生活・社会生活がおくれるよう支援します。
	(2) 基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行の促進、虐待防止等の取組を行います。
	(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談機関への指導や助言、地域移行の促進等の取組を行い、相談支援機能の強化を図ります。
	(4) 住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を行います。
4	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用等のため、申立ての支援や後見人等の報酬助成により成年後見制度の利用を支援します。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
6	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
7	意思疎通支援事業	(1) 手話通訳者派遣事業 (2) 要約筆記者派遣事業 (3) 手話通訳者設置事業 役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談等の手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通を支援します。
8	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
9	移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	外出が困難な方（全身性障害者・知的障害者・精神障害者等）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。
10	地域活動支援センター	生産活動・創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。
11	その他の事業	(1) 日中一時支援事業 日中に施設で、障害者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等を行います。
	(2) 訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
	(3) 社会参加促進事業等	精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業等を実施します。

## 1. 理解促進研修・啓発事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	無	無	有			
	達成率	未実施	未実施	実施			

- 第6期計画の状況： 令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業を実施しませんでした。令和5年度には12月の障害者週間において、街頭啓発やパネル・作品展、販売イベントを開催しました。
- 第7期計画の見込： 引き続き、障害者理解を促進するための啓発・研修等を実施し、心のバリアフリーを推進します。
- 確保のための方策： 障害者自立支援協議会と連携しながら、今後のあり方について検討・企画していきます。

## 2. 自発的活動支援事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	無	有	有			
	達成率	未実施	実施	実施			

- 第6期計画の状況： 引き続き、自発的活動支援事業補助制度を活用し、事業補助を行います。  
※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止しました。
- 第7期計画の見込： 引き続き、補助事業を実施します。
- 確保のための方策： 関係団体と連携し、事業内容の充実や周知に努めます。

### 3. 相談支援事業

#### (1) 障害者相談支援事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	計画値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績値	2か所	2か所	2か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

- 第6期計画の状況： 平成31年に開設した地域生活支援拠点等施設に相談支援事業を集約し、福祉推進課内の基幹相談支援センターとともに障害者や家族等への相談支援に対応しています。
- 第7期計画の見込： アンケート調査においても相談支援事業のニーズは高いことから、今後も地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで相談支援に努めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援に努めます。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

#### (2) 基幹相談支援センター

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

- 第6期計画の状況： 平成27年度から福祉推進課内に基幹相談支援センターを設置しています。
- 第7期計画の見込： 引き続き、基幹相談支援センターを設置します。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

#### (3) 基幹相談支援センター等機能強化事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

- 第6期計画の状況： 平成27年度から福祉推進課内に基幹相談支援センターを設置しています。
- 第7期計画の見込： 引き続き、基幹相談支援センターを設置します。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

#### (4) 住宅入居等支援事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	無	無	無	検討	検討	検討
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第6期計画の状況： 未実施。住居確保への支援については、一般相談支援事業等により対応しています。

●第7期計画の見込： 関係事業所と協議・連携し、「住宅入居等支援事業」の実施を検討します。また、合わせて、障害者や高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅や協力店舗を登録する大阪府制度「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」の周知・活用に努めます。

#### 4. 成年後見制度利用支援事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用者数	計画値	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	実績値	2人	1人	2人			
	達成率	200.0%	100.0%	100.0%			

○第6期計画の状況： 期間中は、毎年度1～2名の利用がありました。

●第7期計画の見込： 今後も年2人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他各関係機関で連携し、成年後見を必要とする対象者の把握に努めます。

#### 5. 成年後見制度法人後見支援事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	無	無	無	検討	検討	検討
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第6期計画の状況： 第6期計画では未実施でした。

●第7期計画の見込： 障害者・高齢者・地域福祉のニーズを踏まえ、実施に向けた研究・検討を行います。

## 6. 手話奉仕員養成研修事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者の実人員	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第6期計画の状況： 町では実施しておらず、社会福祉協議会ボランティアセンターへの補助により、同センターで実施する手話ボランティア養成研修等の活動を支援します。

●第7期計画の見込： 社会福祉協議会と協議の上、手話奉仕員養成研修の実施について検討します。

## 7. 意思疎通支援事業

### (1) 手話通訳者派遣事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の延利用件数	計画値	10件	10件	10件	7件	7件	7件
	実績値	2件	7件	5件			
	達成率	20.0%	70.0%	50.0%			
年間の延利用時間数	計画値	20時間	20時間	20時間	14時間	14時間	14時間
	実績値	4時間	10時間	6時間			
	達成率	20.0%	50.0%	30.0%			

○第6期計画の状況： 件数は年10件未満で推移しています。

●第7期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、年7件程度を見込みます。

### (2) 要約筆記者派遣事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の延利用件数	計画値	2件	2件	2件	1件	1件	1件
	実績値	1件	0件	2件			
	達成率	50.0%	0.0%	100.0%			
年間の延利用時間数	計画値	6時間	6時間	6時間	6時間	6時間	6時間
	実績値	6時間	0時間	5時間			
	達成率	100.0%	0.0%	83.3%			

○第6期計画の状況： 令和3年度に1件、令和5年度に2件の利用がありました。

●第7期計画の見込： 対象者への周知等に努め、年1件程度の利用を見込みます。

### (3) 手話通訳者設置事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 延利用件数	計画値	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	実績値	1人	2人	2人			
	達成率	100.0%	200.0%	200.0%			

○第6期計画の状況： 役場における手話通訳者2名（週5日）を配置し、役場や町施設・保育所・学校等における手話通訳に対応しています。

●第7期計画の見込： 引き続き、手話通訳者を2名配置します。

## 8. 日常生活用具給付等事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練 支援用具	計画値	5件	5件	5件	6件	6件	6件
	実績値	3件	2件	5件			
自立生活 支援用具	計画値	9件	9件	9件	10件	11件	12件
	実績値	9件	6件	9件			
在宅療養等 支援用具	計画値	10件	10件	10件	11件	12件	13件
	実績値	3件	5件	10件			
情報・意思疎通 支援用具	計画値	60件	60件	60件	5件	5件	5件
	実績値	70件	54件	5件			
排泄管理 支援用具	計画値	645件	645件	645件	655件	660件	665件
	実績値	650件	642件	650件			
居宅生活動作 補助用具	計画値	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	実績値	1件	1件	1件			
合計	計画値	730件	730件	730件	688件	695件	702件
	実績値	736件	710件	680件			
	達成率	100.8%	97.3%	93.2%			

○第6期計画の状況： 利用件数の合計は減少傾向で推移し、計画値をやや下回っています。  
※令和5年度情報・意思疎通支援用具の減少については、点字図書の利用者が利用を停止した影響による。

●第7期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、年間700件程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 対象品目や基準限度額の見直しを行います。

## 9. 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用人員 (人/年)	計画値	113人	120人	127人	90人	95人	100人
	実績値	81人	80人	85人			
	達成率	71.7%	66.7%	66.9%			
年間の 総利用時間数 (時間/年)	計画値	11,370時間	12,040時間	12,710時間	7,573時間	8,081時間	8,589時間
	実績値	6,432時間	7,348時間	7,000時間			
	達成率	56.6%	61.0%	55.1%			

○第6期計画の状況： 利用人数は令和5年度に増加していますが、利用人数・利用時間ともに計画値を下回って推移しています。

●第7期計画の見込： 今後も段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 喀痰吸引等研修費補助制度の活用により、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

### 事業所ヒアリングでのご意見

コロナ緩和後の外出増に伴い、ガイドヘルプの依頼が増加している。土、

## 11. 地域活動支援センター

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用箇所数	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所	1か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
年間の 実利用者数	計画値	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	実績値	5人	4人	4人			
	達成率	100.0%	80.0%	80.0%			

○第6期計画の状況： 町内事業所（1か所）の利用人員は、令和4年度以降4人で推移しています。

●第7期計画の見込： 利用者が伸び悩んでおり、事業所の人員体制についても課題があるため、今後の運営について事業所と協議を行います。



## 11. その他の事業

### (1) 日中一時支援事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用人員	計画値	47人	48人	49人	52人	55人	58人
	実績値	42人	43人	49人			
	達成率	89.4%	89.6%	100.0%			
年間の 総利用回数	計画値	3,596回	3,673回	3,749回	3,950回	4,200回	4,400回
	実績値	3,245回	3,255回	3,906回			
	達成率	90.2%	88.6%	104.2%			

○第6期計画の状況： 利用人数・回数ともに増加傾向にあり、令和5年度は概ね計画通りの実績となっています。

●第7期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、増加を見込みます。

●確保のための方策： 町独自に設定している「医療的ケア対応特別加算」を活用し、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

### (2) 訪問入浴サービス事業

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用人員	計画値	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実績値	3人	4人	4人			
	達成率	75.0%	100.0%	100.0%			
年間の 総利用回数	計画値	400回	400回	400回	400回	400回	400回
	実績値	305回	212回	245回			
	達成率	76.3%	53.0%	61.3%			

○第6期計画の状況： 利用人数は3、4人でほぼ横ばいとなっています。

●第7期計画の見込： 今後も同程度の利用人員を見込みます。

### (3) 社会参加促進事業等

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者 グループワーク	実績値	16人	24人	16人	継続実施		
ふれあい スポーツ教室・大会	実績値	120人	180人	180人	継続実施		
声の広報	実績値	4人	4人	4人	継続実施		
障害者自動車運転免許 取得助成事業	実績値	0件	0件	0件	継続実施		
身体障害者 自動車改造助成事業	実績値	1件	0件	0件	継続実施		
奉仕員等養成事業	実績値	朗読ボランティア 養成講座	朗読ボランティア 養成講座	朗読ボランティア 養成講座	継続実施 (各種福祉ボランティアの 養成研修を実施)		

○第6期計画の状況： 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、一部事業において中止、一部中止となっています。

●第7期計画の見込： 継続実施に加え、地域社会への参加や、インクルージョンの推進に努めます。

### 3. 障害児福祉サービスの見込量

平成 24 年度から開始された「児童福祉法」に基づく「障害児支援サービス」について、第 2 期計画の実績や、制度の改正、今後の利用者や事業所の動向等を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

#### 障害児支援サービスの体系

1 障害児通所支援	(1) 児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。 * 児童発達支援センターは、上記の通所療育に加えて、地域の児童や家族への相談支援、関係機関への援助・助言等を行います。
	(2) 医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、専門的な訓練や指導、リハビリテーション、治療等を行います。
	(3) 放課後等デイサービス	小学生以上の障害児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や日中活動（放課後活動）の場を提供します。
	(4) 保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
	(5) 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して療育支援を行います。
2 相談支援	(1) 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする障害児の支援のための地域づくりを推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

# 1. 障害児通所支援

## (1) 児童発達支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	39人	44人	49人	82人	86人	90人
	実績値	34人	62人	78人			
	達成率	87.2%	140.9%	159.2%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	245日	276日	307日	574日	602日	630日
	実績値	247日	442日	498日			
	達成率	100.8%	160.1%	162.2%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、令和4年度以降計画値を大きく上回っています。

●第7期計画の見込： 児童発達支援センターの設置を踏まえ、増加を見込みます。

●確保のための方策： 児童発達支援センターの設置に向けた取組及び重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保に向けた取組を進めます。

## (2) 医療型児童発達支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	5人	5人	6人	5人	5人	6人
	実績値	6人	5人	3人			
	達成率	120.0%	100.0%	50.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	25日	25日	30日	25日	25日	30日
	実績値	25日	20日	8日			
	達成率	100.0%	80.0%	26.7%			

○第6期計画の状況： 町外の事業所を利用しており、利用人数・日数ともに減少傾向にあります。

●第7期計画の見込： 期間中5、6人の利用を見込みます。

●確保のための方策： 町外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

### (3) 放課後等デイサービス

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	92人	99人	106人	110人	115人	120人
	実績値	92人	94人	104人			
	達成率	100.0%	94.9%	98.1%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	920日	990日	1,060日	990日	1,035日	1,080日
	実績値	835日	903日	930日			
	達成率	90.8%	91.2%	87.7%			

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、概ね通りの推移となっています。

●第7期計画の見込： アンケート調査においても利用意向が高いことから、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 利用者の増加に対応するため、町内事業所の定員の増加や新設事業所の開設を働きかけるとともに、事業所の機能強化・サービスの質の向上に努めます。

### (4) 保育所等訪問支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人/月)	計画値	2人	2人	2人	4人	5人	6人
	実績値	2人	2人	3人			
	達成率	150.0%	100.0%	150.0%			
月あたりの 平均利用回数 (回数/月)	計画値	2回	2回	2回	4回	5回	6回
	実績値	3回	2回	3回			
	達成率	150.0%	100.0%	150.0%			

○第6期計画の状況： 概ね計画通りの推移となっています。

●第7期計画の見込： アンケート調査においても利用意向が高いことから、児童発達支援センターの設置と連動した目標達成を踏まえ、段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策： 児童発達支援センターの確保に向けた取組を進めるとともに保育所等訪問支援事業の体制整備を整えます。

### (5) 居宅訪問型児童発達支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人/月)	計画値	5人	5人	5人	0人	0人	2人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	150.0%	100.0%	150.0%			
月あたりの 平均訪問回数 (回数/月)	計画値	5回	5回	15回	0回	0回	2回
	実績値	0回	0回	0回			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第6期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第7期計画の見込： 期間中に2名の利用を見込みます。

●確保のための方策： 町内外において、サービス事業所の確保に努めます。

## 2. 相談支援

### (1) 障害児相談支援

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	10人	13人	16人	8人	11人	14人
	実績値	4人	10人	5人			
	達成率	40.0%	76.9%	31.3%			
参考(利用実人員)		(24人)	(47人)	(56人)	(60人)	(65人)	(70人)

○第6期計画の状況： 利用人数は増減していますが、利用実人員は増加しています。

- 第7期計画の見込： アンケート調査においても利用意向が高いことから、今後も段階的な増加に努めます。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設との連携や、児童発達支援センターの設置等によりプラン作成体制を充実させます。また、就学時・卒業時に、福祉・教育等の各分野の関係各課が連携し、支援の円滑な引継ぎや、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築に努めます。

### (2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

区分		第6期計画の状況			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	1人	1人	福祉2人 医療0人	福祉2人 医療0人	福祉2人 医療0人
	実績値	0人	0人	1人			
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%			

○第6期計画の状況： 令和5年度にコーディネーターを1名配置しています。医療的ケア児支援のための協議の場については、令和5年度中に実施予定です。

- 第7期計画の見込： 医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを活用した支援ニーズの把握等に努め、発達に応じた支援を推進します。
- 確保のための方策： 関係機関での協議の場を設け、地域生活支援拠点等施設や児童発達支援センターでの対応を想定しています。

### 3. 発達障害のある人への支援

国の指針では、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などの確保に取り組むこととしています。

#### ■活動指標

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	6	6	6
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人/年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0

- 第7期計画の設定： 令和2年度よりペアレントトレーニングを実施。今後も事業所での実施に取り組み、発達障害児の支援体制の確保に努めます。

## 4. 子ども・子育て支援事業計画との連携

本計画では、大阪府の指針に基づき、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるように、「島本町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

参考：子ども・子育て支援事業の利用量の見込み 島本町子ども・子育て支援事業計画から抜粋

		見込量		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児期の教育・保育 (幼稚園・保育所)	需要量	1,402人	1,449人	1,510人
	供給量	1,452人	1,452人	1,452人
時間外保育事業 (延長保育)	需要量	431人	446人	469人
	供給量	431人	446人	469人
放課後児童健全育成事業 (学童保育室)	需要量	797人	814人	819人
	供給量	626人	651人	660人
地域子育て支援拠点事業	需要量	8,448人	9,000人	9,708人
	供給量	8,448人	9,000人	9,708人
一時預かり事業 (幼稚園)	需要量	6,921人	7,016人	7,168人
	供給量	6,921人	7,016人	7,168人
一時預かり事業 (保育園)	需要量	2,794人	2,902人	3,047人
	供給量	2,794人	2,902人	3,047人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	需要量	292人	320人	335人
	供給量	292人	320人	335人
養育支援訪問事業	需要量	27人	28人	28人
	供給量	27人	28人	28人

※地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の数値は、1日当たりの平均利用人数

※「島本町子ども・子育て支援事業計画」は、今後の中間見直しにより、数値が変更される可能性があります。



## 4. その他、事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

---

### 1. 障害者等に対する虐待の防止

虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携しつつ、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行う他、虐待防止のための啓発や研修を行います。

### 2. 意思決定支援の促進

関係機関と連携しながら、福祉サービスの利用援助等を行い、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。

### 3. 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

関係機関・事業所と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・作品発表の機会の確保や、作品やイベント・展示に関する情報発信に努めるなど、障害者の文化・芸術活動を促進する取組を行います。

### 4. 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

日常生活や社会生活に必要な情報を取得することができるよう、障害特性に配慮した分かりやすい情報提供および情報取得支援の充実を図るとともに、手話通訳等の意思疎通（コミュニケーション）支援の充実を図ります。

### 5. 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害に対する正しい知識や理解を深めるため、広報誌・町ホームページ・SNS・冊子等の各種広報媒体を活用した啓発活動を行います。

また、町職員や町の機関において、適切な対応を行うため、「島本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、相談体制の整備の他、障害に対する理解や合理的配慮の考え方等に関する研修などに取り組みます。

また、学校での福祉教育の推進など福祉に関する意識を高める教育・研修等、心のバリアフリーの取組を進めます。

### 6. 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

関係機関と連携し、専門性を高めるための研修の実施等、サービス従事者の養成やスキルアップに取り組むとともに、平時から災害発生を見据え、関係機関との緊密な関係性を通じて利用者の安全確保に向けた取組を進めます。

## 7. ユニバーサルデザインの推進

島本町バリアフリー構想に基づき、町施設や道路等のバリアフリー化に取り組んでいます。また、情報アクセシビリティの向上や十分なコミュニケーションの確保等を通じて、視覚障害者等の読書環境の整備等、ハードとソフトの両面のさらなる利便性・安全性の向上に努め、誰もがストレスなく地域で快適に生活できる環境整備に取り組めます。